

令和 6 年度  
高松市 GIGA スクール運営支援センター  
運用業務仕様書

令和 6 年 3 月  
高松市総合教育センター

## 1 目的

文部科学省「GIGA スクール構想」等による機器整備に合わせ、一人一台端末（以下「GIGA 端末」という。）環境による本格的な教育活動が展開される中、教師が安心して ICT を活用できる体制や、児童生徒が学校内外で日常的に端末を活用する環境の整備が十分ではない等、端末活用の“日常化“を学校に浸透させていくために解決すべき課題も顕在化している。

子どもの学びの DX を実現していくための支援基盤を構築し、誰一人取り残さない一人一人が輝ける教育を確実かつ円滑に提供し続けるため、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGA スクール運営支援センター整備事業）を活用した、「組織」中心による支援体制を整備・充実させることを目的とする。また、ICT 支援員と円滑な連携を行い、支援体制のいっそうの強化も目的としている。

なお、本業務には、情報活用能力「高松モデル」育成事業<sup>1</sup>に対する支援も含まれる。

## 2 実施期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 3 対象拠点

別添参照

---

<sup>1</sup> 全ての学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力の育成に向け、学習指導要領の観点を踏まえて到達目標を整理して作成した「高松モデル」に基づき、児童生徒が GIGA 端末等、ICT を日常的に活用した実践に取り組むことで、児童生徒の情報活用能力を育成する実践事業。令和 6 年度は、小・中学校それぞれ一校程度指定予定。

#### 4 本市の課題

- (1) GIGA 端末や各種アプリケーションの操作等について、教職員の ICT 活用能力の差による活用頻度及び内容・質の二極化が生じており、底上げに向けた支援が必要である。
- (2) 令和 5 年度から GIGA 端末の持帰りを本格的に開始しているが、家庭学習での活用や端末管理・情報モラル教育等、教職員及び児童・生徒への支援が必要である。
- (3) 児童生徒の使用不注意による GIGA 端末の破損が多い。使い方の指導と利用の促進のバランスが難しい。
- (4) ICT に関して、同じような問合せが各学校から寄せられる。教職員が閲覧できる内部 HP 等を活用して、FAQ を作成しているが、効果は限定的である。
- (5) GIGA スクール運営支援センター運用業務終了後の支援体制が不安である。

#### 5 委託内容

次に掲げる ICT 活用支援及びその運用に関する一切の業務。

支援内容が多岐にわたるため、ICT に係る専門資格や実務経験を有する者、及び複数人から成るチームによる対応が望ましい。

##### (1) ヘルプデスク

ア 問合せ受付：別添「対象拠点一覧」に記載する拠点の教職員及び ICT 支援員からの学校における ICT に関する各種問合せを受け付ける。

依頼内容は、サポート依頼受付と障害受付に切り分けて管理すること。

- ・ サポート依頼受付：ICT 機器、アプリケーションの利用方法に関する受付
- ・ 障害受付：障害（通常行えていた業務が何かしらの原因で行えなくなる  
こと）に関する受付

対応が難しいケース、即答ができない場合は総合教育センター職員につど相談すること。以下に対象外となる例、協議が必要な例を示す。

- ・ 製品単体に関する問合せ…マニュアルを参照するよう案内するといった対応で可。
- ・ ICT 機器の購入相談…仕様の相談は対応できる範囲で可とするが、購入後に責任を負うような回答は不要。
- ・ ICT に関する申請手続き…ソフトウェアのインストールや IP アドレスの付与等学校が総合教育センターに申請する内容については回答不要。
- ・ 保守対応…学校内の ICT 機器は複数の事業者が納品しており、保守方法が異なるので、具体的な対応は受注者決定後、協議して決定する。

イ 遠隔・派遣対応：問合せの程度に応じて遠隔対応、派遣対応を行う。

遠隔対応には、電話及び Microsoft Teams を使用し、学校現場の教職員及び総合教育センター職員の間合せに対応すること。

派遣先は、「3 対象拠点」とする。

受注者が、学校現場の機器とリモートで接続する場合は、セキュリティ上問題がな

- い方法とすること。接続に必要な費用は受注者が負担すること。
  - 障害に関しては授業に支障がきたさないよう迅速に対応すること。
- ウ 課題管理：問合せ受付、遠隔・派遣対応に関する課題管理
  - 問合せ受付、遠隔・派遣対応の結果を整理すること。
- (2) ICT機器及びネットワークの設定・設置支援
  - ア ソフトウェア障害と診断される等、再セットアップが必要と判断されたGIGA端末について、措置を行うこと（プロビジョニングや初期導入ソフトウェアのインストールを含む。）。具体的な手順は、受注者決定後開示するが、より効率的な手法があれば、本市の了解を得た後、変更してもよい。
  - イ 児童生徒数の増減等に係るICT機器（GIGA端末、電子黒板、電源保管庫等）の回収及び配布の支援を行うこと。移動に係る費用は受注者で負担すること。
  - ウ ICT機器の維持・管理を支援すること（台帳整備や機器の点検等の支援を含む。）。
  - エ 授業開始前のICT機器の設定、動作確認等の授業準備支援。
  - オ デジタル教科書等を活用できるようにするための支援。
  - カ オンライン配信（授業）を実施する際の環境設定支援。
  - キ その他、ICT機器設定支援作業を見込むこと。
- (3) 教職員等へのICT研修・支援
  - ア 現場の教職員のICT活用のスキルアップを目的とした研修を見込むこと。実際の教職員からの要望のほか、問合せ受付内容や遠隔・派遣対応で把握した課題等を反映し、対象となる学校のレベルに合わせた適切な研修を行うこととし、ICT機器を利用した授業に係る他校の活用事例、活用方法の展開等も研修に含むこと。
  - イ 各学校3回程度（1回あたり60分程度）を想定しているが、時期を含め、詳細は受注者及び学校と協議の上決定する。ただし、各校で不公平感がないよう留意すること。
  - ウ 研修で使用する研修資料を作成すること。
  - エ 各種アプリケーション及びICT機器の簡易マニュアル、運用手順を作成すること。
  - オ トラブル対応事例をまとめた資料を作成すること。
  - カ 作成したマニュアルや資料は、本市に共有すること。全校への展開や周知は本市が行う。
- (4) 学校のICT活用における支援計画の策定
  - ア 学校の現状・課題を踏まえ、「ICT活用支援計画」を策定すること。
- (5) 情報活用能力「高松モデル」育成事業への支援
  - ア 今年度実施する情報活用能力「高松モデル」育成事業に対する支援を行うこと。対象校への派遣のほか、当該事業に対する提案、運用支援、検討会の出席を想定している。

(6) 定例報告

- ア 毎月の活動状況を実績報告書として提出すること。
- ・ 運営支援センター実績（問合せ件数実績、問合せ内容及びそれに対する対応）
  - ・ 派遣実績、支援実績
  - ・ 支援対象校でのICT活用状況評価、報告
  - ・ その他提案等
- イ 対面又はオンラインによる定例報告会を定期的に設けること。

(7) その他

- ア 上記以外のICT活用促進に関する業務に、可能な限り柔軟に対応する。
- イ ICT支援員と、月1回程度、ヘルプデスクの問合せ内容や支援内容について共有すること。「(6) 定例報告 イ」を利用してもよい。

(8) 業務遂行上の留意事項

- ア 業務遂行にあたって、総合教育センターを介さず、各学校と直接打合せを行うことを可とするが、契約上疑義が発生した場合は総合教育センター職員に相談し、指示を仰ぐこと。

## 6 業務の実施体制

(1) 受付開始・設置期間

- ア 令和6年6月1日までにGIGAスクール運営支援センター窓口（ヘルプデスク）を設置し、受付を開始すること。
- イ 契約締結日から受付開始までの期間は、教育及び準備期間とし、本市と協議の上、学校への訪問を可とする。

(2) 設置場所・対応形態

- ア 受注者で用意する場所に設置する。受注者が設定する電話や電子メールによる対応を基本とし、他に適切な対応方法があれば提案書に記載すること。

(3) 対応日・時間

- ア 業務日は、月曜日から金曜日とする。（年末年始及び祝日並びに本市と合意した休業日を除く。）
- イ 問合せ受付時間（電話）：午前9時から午後5時半を確保すること。提案書に記載すること。
- ウ 遠隔・派遣対応：午前9時から午後4時を確保すること。提案書に記載すること。移動時間を含める。
- エ 現地での対応時間については、授業等の支障が生じないようにすること。教室内の作業の場合は、授業終了後の対応を依頼することがある。

(4) 人員体制・その他

- ア 受付及び対応を円滑に行えるスタッフ数を確保すること。
- イ 業務責任者を定めること。業務責任者は、GIGAスクール運営支援センターの人員

- 配置、労務管理、指揮命令等の全てに責任を持つこと。
- ウ 業務責任者は、スタッフとすぐに連絡が取れるよう携帯電話等の機器を用意すること。機器に要する経費（通信料を含む。）は、受注者の負担とする。
  - エ 体制表を作成し、事前に連絡先等を本市に提出すること。
  - オ 受注後も、スタッフへの教育・サポートを確実にいき、スタッフ等の専門的知見に不足等が生じた場合には、必要な支援を行うこと。
  - カ セキュリティ教育を行うこと。
  - キ 受注者は、トラブル等が発生した際に迅速に対応できる管理体制を整備し、スタッフ等が休暇を取得する場合においても、代替のスタッフにより業務を履行できるよう即時に対応すること。
  - ク 契約期間中にスタッフ等が交代する場合は、本業務に支障のない体制を維持できるよう速やかに本市に連絡し、新規配置のスタッフ等に対する教育を行うこと。
  - ケ スタッフ等が誠実に業務を遂行しない場合や、児童生徒、教職員、総合教育センター職員と円滑な関係を築くことができない場合は、受注者において適宜指導するものとし、改善の見込みがない場合は、速やかにスタッフ等を交代させること。
  - コ 感染症対策における臨時休業及び分散登校等の事態が発生した場合についても柔軟に対応すること。
  - サ 緊急的な休校の場合は、総合教育センターが本市の ICT 支援に寄与すると認めた活動（支援準備・教材作成等）により学校訪問の代替とする。

## 7 成果物

- (1) 課題管理状況：「5（6）定例報告」に基づく。
- (2) マニュアル、資料等：「5（3）教職員等への ICT 研修・支援」に基づく。

## 8 その他

- (1) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後においても同様とする。
- (3) 支援業務の遂行に伴う事務用品・消耗品等は、受注者の負担とする。作成したマニュアル等の資料の印刷については、学校の承諾を得た上で、学校内のプリンタを借用してもよい。
- (4) その他本業務に要する経費（移動に要する車両及び費用等を含む。）は、全て受注者の負担とする。
- (5) 移動の際に事故等があった場合は、受注者の責任において一切の処理を行うとともに、本業務の従事中に事故等が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。
- (6) 受注者の瑕疵により、学校の ICT 機器等に故障等の損害を与えた場合は、受注者が当該機器の修繕等に係る経費を負担すること。

- (7) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を遵守すること。
- (8) 提供されるコンテンツ等は、他者の所有権や著作権を侵害するものではないこと。  
また、本調達で作成された成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (9) 本業務は、公立学校情報機器支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業）を活用する予定である。当該補助金の申請等に協力すること。
- (10) 疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

**【参考】高松市の市立小中学校のICT環境等**

- ・ GIGA 端末…Windows 端末
- ・ 教職員用端末…Windows 端末
- ・ オフィスソフト…Microsoft Office
- ・ 学習支援ツール…SKYMENU Cloud、AI型ドリル「すらら」、Microsoft Teams
- ・ 電子黒板…全ての学年の教室及び一部の特別教室
- ・ 指導者用デジタル教科書…小・中学校の英語、国語、算数・数学、理科、社会の5教科で導入
- ・ 学習者用デジタル教科書…英語：全小・中学校（小5・6年、中1～3年）、算数・数学：約半数の小・中学校（小5・6年、中1～3年）

別添 対象拠点一覧

高松市GIGAスクール運営支援センター運用業務実施場所一覧

【小学校】

No.	拠点名	所在地
1	新番丁小学校	錦町2-14-1
2	亀阜小学校	亀岡町10-1
3	亀阜小学校みねやま分校	西宝町2-6-9
4	栗林小学校	栗林町2-10-7
5	花園小学校	花園町2-7-7
6	高松第一小学校	松島町2-14-5
7	鶴尾小学校	松並町636-1
8	太田小学校	伏石町845-1
9	木太小学校	木太町3480-1
10	古高松小学校	高松町398
11	屋島小学校	屋島西町1205-1
12	前田小学校	前田東町819-3
13	川添小学校	東山崎町207-1
14	林小学校	林町1108-1
15	三溪小学校	三谷町2173-1
16	仏生山小学校	仏生山町甲2461
17	香西小学校	香西南町703-1
18	一宮小学校	一宮町672-1
19	多肥小学校	多肥上町902-2
20	川岡小学校	川部町1552
21	円座小学校	円座町1630-2
22	檀紙小学校	御厩町816
23	弦打小学校	鶴市町374-1
24	鬼無小学校	鬼無町佐藤607-1
25	下笠居小学校	生島町345
26	下笠居小学校五色台分校	中山町1501-192
27	男木小学校	男木町165
28	川島小学校	川島東町864-1
29	十河小学校	十川西町366-5
30	東植田小学校	東植田町2008
31	植田小学校	西植田町2337
32	中央小学校	松縄町1138
33	太田南小学校	太田下町1823-1
34	木太南小学校	木太町1530-1
35	古高松南小学校	新田町甲2605
36	屋島東小学校	屋島東町942-1
37	屋島西小学校	屋島西町2469
38	木太北部小学校	木太町2613
39	塩江小学校	塩江町安原上231-1
40	牟礼小学校	牟礼町大町1560
41	牟礼北小学校	牟礼町牟礼2900-1
42	牟礼南小学校	牟礼町大町1115-1
43	庵治小学校	庵治町790-1
44	大野小学校	香川町大野1045-1
45	浅野小学校	香川町浅野3088
46	川東小学校	香川町川東上1865-8
47	香南小学校	香南町横井1008
48	国分寺北部小学校	国分寺町新居1880
49	国分寺南部小学校	国分寺町福家甲3005

【中学校】

No.	拠点名	所在地
1	桜町中学校	桜町2-12-4
2	紫雲中学校	紫雲町8-25
3	紫雲中学校みねやま分校	西宝町2-6-9
4	玉藻中学校	上福岡町714-1
5	高松第一中学校	松島町2-14-5
6	屋島中学校	屋島中町295
7	協和中学校	元山町88-2
8	龍雲中学校	出作町331-2
9	勝賀中学校	香西南町565
10	一宮中学校	一宮町1185-1
11	香東中学校	円座町771
12	下笠居中学校	生島町372-1
13	下笠居中学校五色台分校	中山町1501-192
14	男木中学校	男木町165
15	山田中学校	川島東町1257-1
16	太田中学校	太田下町1800
17	古高松中学校	新田町甲190-1
18	木太中学校	木太町5059-3
19	塩江中学校	塩江町安原上231-1
20	牟礼中学校	牟礼町牟礼46-2
21	庵治中学校	庵治町691-1
22	香川第一中学校	香川町浅野1188
23	香南中学校	香南町横井801
24	国分寺中学校	国分寺町新居1131-1

【教育委員会】

No.	拠点名	所在地
1	総合教育センター	末広町5